

名古屋音楽大学卒業生・修了生の子の入学金に関する内規

第1条 名古屋音楽大学の卒業生・修了生の子の入学金については、本内規に定める手続きを経て同額を奨学金（以下「当該奨学金」という。）として支給する。

第2条 この内規の対象となるのは、名古屋音楽大学・名古屋音楽短期大学を卒業した者の子又は名古屋音楽大学大学院を修了した者の子とする。

第3条 前条の条件を満たす者で、当該奨学金を受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、入学年度の4月末日までに学長に願い出るものとする。

2 願い出に伴い、必要に応じて適切な資料を求める場合がある。

第4条 願い出があった者に対し、事実確認の上、教授会がこれを承認する。

第5条 当該奨学金の取扱いについては、前条における承認後にこれを支給する。

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。